

アルコール事業法について

平成13年4月1日から「アルコール事業法」が施行される。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占してきたアルコール専売制度が廃止され、製造、販売、輸入、使用について許可を受けることにより自由に行うことができるようになる。

その内容を経済産業省の担当官に解説していただいた。

中条美智江

経 緯

現在、工業用アルコールは、酒税が課されない低廉な価格で安定的に供給することを目的としたアルコール専売制度によって管理されている。このアルコール専売制度は、昭和12年のアルコール専売法の制定以来60年以上もの長きにわたって存続してきた。他方、近年の行政改革の動きを踏まえ、平成10年より工業用アルコールにかかる制度のあり方について検討を行ってきたが、平成11年4月27日の「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」においてアルコール専売事業の民営化を閣議決定した。これを受けて、平成12年3月30日、専売法を廃止して新たなアルコールの流通管理を行うこと等を定めたアルコール事業法が国会で成立した。

目 的

アルコール事業法は、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めききたアルコール専売制度を廃止し、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用に引き続き配慮しつつ、許可制度の採用をはじめアルコールの製造、輸入、販売の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的な供給の

確保を図ることを目的に設置された法律である。

許 可

アルコール事業法に基づくアルコールは、従前のものと同じで90度以上のアルコールを言い、平成13年4月以降も工業用アルコールを製造、輸入、販売、使用するためには、許可を受けることが必要である。

ただし、現在、売捌人の指定を受けている方は、販売事業者としてみなし規定の採用により許可申請の必要はない。

この法律に基づく許可を取得するための申請は、平成13年1月6日より受付を開始し、平成13年4月1日よりアルコール事業法に基づくアルコールの流通管理が実施される。

なお、許可、変更、追加等の申請、定期報告及び届出等については、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長へ提出願うこととなる。

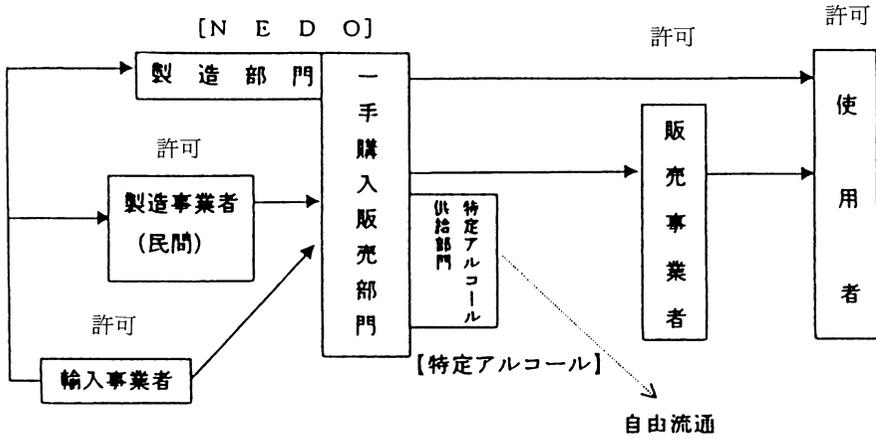
経 過 措 置

アルコール専売制度の廃止及び新制度への移行に際し、遠隔地のユーザーや中小零細ユーザーを中心とした流通面、価格面での悪影響に対する配慮から、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間は、アルコールの販売に関し、製造事業者又は輸入事業者の製造又は輸入したアルコールは、原則としてNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）を経由して販売しなければならないこととなっている。

アルコール事業法に基づく新制度のイメージ図

平成13年4月～

新法制度（暫定措置期間（5年）中）

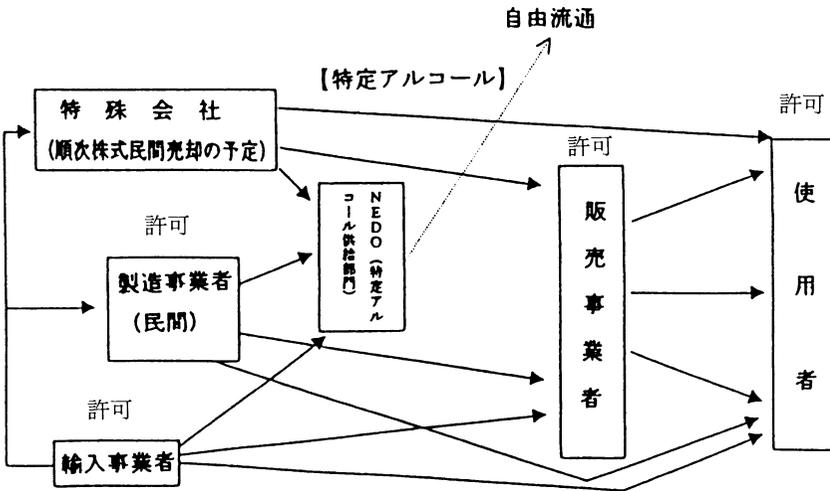


流通の管理：許可・立入検査等による事前・事後チェック制



平成18年4月

新法制度（暫定措置期間後）



流通の管理：許可・立入検査等による事前・事後チェック制

〔NEDOによる一手購入，販売〕（別紙）

罰 則

アルコール事業法には，罰則が規定されている。製造事業者，輸入事業者，販売事業者，許可使用者の無許可使用，譲渡制限，定期報告等，この法律に違反した場合は罰則が適用される。

最後となるがアルコール事業法施行まで，あと3ヶ月となった。この制度の趣旨や手続を十分ご理解いた

だき，アルコール事業法に基づくアルコールの流通管理制度を遵守していただくようお願いしたい。

なお，この法律についてのご質問等は下記で対応します。

関東経済産業局産業振興部

アルコール課業務係

TEL 048-600-0399

FAX 048-601-1296

（関東通商産業局産業振興部）